

令和2年度  
印旛郡市広域市町村圏事務組合  
水道用水供給事業会計予算書

印旛郡市広域市町村圏事務組合

令和2年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和2年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |             |                           |     |      |          |     |
|-------------|---------------------------|-----|------|----------|-----|
| (1) 用水供給先   | 成田市                       | 佐倉市 | 四街道市 | 八街市      | 印西市 |
|             | 白井市                       | 富里市 | 酒々井町 | 長門川水道企業団 |     |
| (2) 年間総給水量  | 21,083,900 m <sup>3</sup> |     |      |          |     |
| (3) 1日平均給水量 | 57,764 m <sup>3</sup>     |     |      |          |     |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	事業収益		4,107,516 千円
第 1 項	営業収益		3,850,420 千円
第 2 項	営業外収益		249,028 千円
第 3 項	特別利益		8,068 千円
		支	出
第 1 款	事業費用		3,801,676 千円
第 1 項	営業費用		3,653,227 千円
第 2 項	営業外費用		128,226 千円
第 3 項	特別損失		10,223 千円
第 4 項	予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 525,869 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 24,181 千円及び減債積立金 211,109 千円並びに過年度分損益勘定留保資金 290,579千円で補てんするものとする。)

		収	入
第 1 款	資本的収入		112,553 千円
第 1 項	企業債		41,200 千円
第 2 項	出資金		4,485 千円
第 3 項	負担金		60,598 千円
第 4 項	固定資産売却代金		6,270 千円

支 出

第 1 款 資 本 的 支 出	638,422 千円
第 1 項 新 設 工 事 費	101,944 千円
第 2 項 建 設 改 良 費	294,480 千円
第 3 項 企 業 債 償 還 金	211,109 千円
第 4 項 年 賦 償 還 金	13,456 千円
第 5 項 国 庫 補 助 金 返 還 金	7,433 千円
第 6 項 予 備 費	10,000 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
長門川分岐地点及び成田市並木町供給地点計装設備更新工事	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	238,128 千円
印東加圧ポンプ場 1・2号調整池耐震補強工事	令和 2 年度から 令和 4 年度まで	1,200,870 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
水道用水供給事業	41,200 千円	証書借入	年 4.5 % 以内	起債の日から据置期間を含め 40 年以内において、元利均等償還または元金均等償還するものとする。ただし、水道用水供給事業会計の都合により、据置期間であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、または低利債に借り換えることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |               |            |
|---------------|------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 198,402 千円 |
| (2) 交 際 費     | 60 千円      |

(他会計からの補助金)

第 9 条 資本的支出及び事業費用にあてるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、  
61,895 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、459 千円と定める。

令和 2 年 2 月 5 日 提出

印旛郡市広域市町村圏事務組合  
管理者 北村 新司